

地方消費者行政強化作戦2020

令和2年4月
消費者庁

趣旨

- 第4期消費者基本計画(令和2年3月31日閣議決定)を踏まえ、どこに住んでいても質の高い相談・救済を受けられ、消費者の安全・安心が確保される地域体制を全国的に維持・拡充することを目指し策定(対象期間は、令和2～6年度)
- 地方の自主性・自立性が十分発揮されることに留意しつつ、地方消費者行政の充実・強化のための交付金等を通じて、地方における計画的・安定的な取組を支援
- 毎年度、進捗状況の検証・評価を行うなど、PDCAによる進捗管理を徹底

政策目標 都道府県ごとに以下の目標を達成することを目指し、地方公共団体の取組を支援

<政策目標1>消費生活相談体制の強化**【消費生活センターの設置促進】**

- 1-1 設置市区町村の都道府県内人口カバー率90%以上

<政策目標2>消費生活相談の質の向上**【消費生活相談員の配置・レベルアップの促進】**

- 2-1 配置市区町村の都道府県内人口カバー率90%以上
 2-2 相談員資格保有率75%以上
 2-3 相談員の研修参加率100%(各年度)
 2-4 指定消費生活相談員を配置(全都道府県)

<政策目標3>消費者教育の推進等**【若年者の消費者教育の推進】**

- 3-1 消費者教育教材「社会への扉」等を活用した全国での実践的な消費者教育の実施
 3-2 若年者の消費者ホットライン188の認知度30%以上(全国)
 3-3 若年者の消費生活センターの認知度75%以上(全国)

【地域における消費者教育推進体制の確保】

- 3-4 消費者教育コーディネーターの配置の推進(全都道府県、政令市)
 3-5 消費者教育推進地域協議会の設置、消費者教育推進計画の策定(都道府県内の政令市及び中核市の対応済みの割合50%以上)

- 3-6 講習等(出前講座を含む)の実施市区町村割合75%以上

【SDGsへの取組】

- 3-7 エシカル消費の推進(全都道府県、政令市)
 3-8 消費者志向経営の普及・推進(全都道府県)
 3-9 食品ロス削減の取組の推進(全都道府県、政令市)

<政策目標4>高齢者等の消費者被害防止のための見守り活動の充実**【消費者安全確保地域協議会の設置】**

- 4-1 設置市区町村の都道府県内人口カバー率50%以上

【地域の見守り活動の充実】

- 4-2 地域の見守り活動に消費生活協力員・協力団体を活用する市区町村の都道府県内人口カバー率50%以上
 4-3 見守り活動を通じた消費者被害の未然防止、拡大防止

<政策目標5>特定適格消費者団体、適格消費者団体、消費者団体の活動の充実**<政策目標6>法執行体制の充実(全都道府県)****<政策目標7>地方における消費者政策推進のための体制強化****【地方版消費者基本計画】**

- 7-1 地方版消費者基本計画の策定(全都道府県、政令市)

【消費者行政職員】

- 7-2 消費者行政職員の研修参加率80%以上(各年度)

【参考資料】地方消費者行政強化作戦 政策目標の比較

地方消費者行政強化作戦（平成 27 年 3 月） ※ () 内は平成 27 年 4 月 1 日時点から平成 31 年 4 月 1 日時点までの変化を示す。	地方消費者行政強化作戦 2020（令和 2 年 4 月）
<p><政策目標 1>消費生活相談体制の空白地域の解消</p> <p>1-1 消費生活相談窓口未設置の自治体（市町村）を解消 【H27. 4. 1 時点で達成】</p> <p><政策目標 2>消費生活相談体制の質の向上</p> <p>（消費生活センター）</p> <p>2-1 人口 5 万人以上の全市町に設置 【35 都道府県で達成（20→35）】 人口 5 万人未満の市町村 50%以上に設置 【21 都道府県で達成（12→21）】</p>	<p><政策目標 1>消費生活相談体制の強化</p> <p>（消費生活センター）</p> <p>1-1 設置市区町村の都道府県内人口カバー率 90%以上【改】 【26 都道府県で達成】</p>
<p>（消費生活相談員）</p> <p>2-2 管内自治体（市区町村）の 50%以上に配置 【43 都道府県で達成（38→43）】</p> <p>2-3 相談員資格保有率 75%以上 【26 都道府県で達成（24→26）】</p> <p>2-4 相談員の研修参加率 100%（各年度） 【9 都道府県で達成（4→9）】</p>	<p><政策目標 2>消費生活相談の質の向上</p> <p>（消費生活相談員）</p> <p>2-1 配置市区町村の都道府県内人口カバー率 90%以上【改】 【38 都道府県で達成】</p> <p>2-2 相談員資格保有率 75%以上 【26 都道府県で達成】</p> <p>2-3 相談員の研修参加率 100%（各年度） 【9 都道府県で達成】</p> <p>2-4 指定消費生活相談員を配置（全都道府県）【新】 【9 都道府県で達成】</p>
<p><政策目標 4>消費者教育の推進</p> <p>4-1 消費者教育推進計画の策定、消費者教育推進地域協議会の設置（全都道府県・政令市） 【推進計画：47 都道府県、18 政令市で策定 協議会：47 都道府県、19 政令市で設置】</p>	<p><政策目標 3>消費者教育の推進等</p> <p>3-1 消費者教育教材「社会への扉」等を活用した全国での実践的な消費者教育の実施【新】 【1 都道府県で達成】</p> <p>3-2 若年者の消費者ホットライン 188 の認知度 30%以上（全国）【新】 【15～19 歳の「消費者ホットライン 188」の認知度：9.3%】</p> <p>3-3 若年者の消費生活センターの認知度 75%以上（全国）【新】 【15～19 歳の「消費生活センター」の認知度：51.2%】</p> <p>3-4 消費者教育コーディネーターの配置の推進（全都道府県、政令市）【新】 【27 都道府県、13 政令市で達成】</p> <p>3-5 消費者教育推進地域協議会の設置、消費者教育推進計画の策定（都道府県内の政令市及び中核市の対応済みの割合 50%以上）【改】 【協議会：14 都道府県で達成 推進計画：13 都道府県で達成】</p> <p>3-6 講習等（出前講座を含む）の実施市区町村割合 75%以上【新】 【14 都道府県で達成】</p> <p>3-7 エシカル消費の推進（全都道府県、政令市）【新】</p> <p>3-8 消費者志向経営の普及・推進（全都道府県）【新】</p> <p>3-9 食品ロス削減の取組の推進（全都道府県、政令市）【新】</p>
<p><政策目標 5>「見守りネットワーク」の構築</p> <p>（消費者安全確保地域協議会）</p> <p>5-1 人口 5 万人以上の全市町に設置 【120/543 市町で設置】（※令和 2 年 2 月末時点）</p>	<p><政策目標 4>高齢者等の消費者被害防止のための見守り活動の充実</p> <p>（消費者安全確保地域協議会）</p> <p>4-1 設置市区町村の都道府県内人口カバー率 50%以上【改】 【7 都道府県で達成】</p> <p>4-2 地域の見守り活動に消費生活協力員・協力団体を活用する市区町村の都道府県内人口カバー率 50%以上【新】 【1 都道府県で達成】</p> <p>4-3 見守り活動を通じた消費者被害の未然防止、拡大防止【新】</p>
<p><政策目標 3>適格消費者団体の空白地域の解消</p> <p>3-1 適格消費者団体が存在しない 3 ブロック（東北、北陸、四国）における適格消費者団体の設立支援 【H30. 6. 19 時点で達成】</p>	<p><政策目標 5>特定適格消費者団体、適格消費者団体、消費者団体の活動の充実【改】</p>
	<p><政策目標 6>法執行体制の充実（全都道府県）【新】</p>
	<p><政策目標 7>地方における消費者政策推進のための体制強化</p> <p>7-1 地方版消費者基本計画の策定（全都道府県、政令市）【新】 【33 都道府県、15 政令市で達成】</p> <p>7-2 消費者行政職員の研修参加率 80%以上（各年度）【新】 【全ての都道府県で未達成】</p>

（備考）政策目標の達成状況に関する数値については、消費者庁「地方消費者行政の現況調査」等による。